（別紙）

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領 第3条第1項に基づく別表	適用条項		
1	㈱シミズ・ビルライフケア　東海支社 支社長　織田　晋司 名古屋市中区錦１丁目３番７号平和不動産桜通ビル５階	公正取引委員会は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサル業務を設計コンサル業者に委託した上で発注する大規模修繕工事の施工業者延べ５７社に対し、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月２８日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者延べ５７社のうち本市の入札参加資格を有する６社に対し、独占禁止法違反行為を行ったため入札参加停止措置を行うもの。 なお、№１及び２の登録業者は、課徴金減免制度の適用を受けたもの。	【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領 別表】 （独占禁止法違反行為） ８　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で構成取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 ⑴　本市契約に関するもの　１２か月 ⑵　本市契約を除く愛知県内におけるもの　６か月 ⑶　愛知県以外におけるもの　３か月 【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表 運用基準】 （別表第８項関係） 第４条 別表第８項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の２分の１の期間とする。	要領別表 第８項 第３号 運用基準 第４条	1.5か月 令和8年11月6日～ 令和8年12月20日	物品の買入れ・委託業務等：建物等各種施設管理、荒物・雑貨、コンピュータサービス
2	シンヨー㈱　中部支店 支店長　宮岡　大茂 名古屋市千種区今池１－５－３					建設工事：建築一式、とび・土工、鋼構造物、塗装、防水
3	建装工業㈱　中部支店 執行役員支店長　小林　泰幸 名古屋市名東区一社４－１４８－１			要領別表 第８項 第３号	3か月 令和8年11月6日～ 令和9年2月5日	建設工事：建築一式、塗装、防水
4	㈱ＪーＢＩＳメンテナンス　東海支店 執行役員　東海支店長　加藤　千典 名古屋市中区金山２丁目１５－１４					建設工事：土木一式、塗装
5	㈱東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 東京都世田谷区用賀４－１０－１世田谷ビジネススクエアタワー					物品の買入れ・委託業務等：建物等各種施設管理、その他の業務委託等
6	㈱大塗 代表取締役　濱村　友一 春日井市八幡町７７－４					建設工事：建築一式、塗装、防水
7	川北電気工業（株） 取締役社長　大津　正己 名古屋市中区栄4－6－25	当該事業者が二次下請として受注の準備を進めていた愛知県大府市における空調機増設工事の見積前の現地調査において、低圧の充電電路の近接箇所で電気工事を行うに当たり、感電の危険防止措置を講じず、作業員を死亡させたとして、令和8年4月10日に半田簡易裁判所から、同社及び同社社員1名に対し労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金の略式命令を受けたため。	（建設業法その他の業務関連法令違反行為） 10　登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が建設業法その他の業務に関連する法令違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき ⑴　本市契約に関するもの　4か月以上12か月以内 ⑵　⑴以外のもの　1か月以上12か月以内 【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 （別表第10項及び第11項関係） 第5条　別表第10項及び第11項に規定する「その他の業務に関連する法令」とは、①建築基準法、②労働基準法、③労働安全衛生法、④道路交通法、⑤道路運送車両法、⑥測量法、⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律、⑧食品衛生法、⑨騒音規制法、⑩河川法、⑪砂利採取法、⑫都市計画法、⑬大気汚染防止法等が該当するものとする。	要領別表 第10項 第2号 運用基準 第5条③	1か月 令和8年11月6日～ 令和8年12月5日	建設工事：土木一式、電気、電気通信、消防施設